

【第 25 回検定 2 級実技試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 自動車メーカーX社は、a手段とb手段とc手段を備える新規なエンジンAを開発し、平成25年11月1日に米国で特許出願Pをした。その後、日本でも特許を取得すべく、特許出願Pに基づいてパリ条約による優先権を主張して平成26年10月30日にエンジンAについて特許出願Qをした。特許出願Qの特許請求の範囲には、a手段とb手段とc手段を備えるエンジンAが記載されていた。特許出願Qは、そのまま拒絶理由が通知されることなく設定登録され、平成28年10月20日に特許掲載公報が発行された。自動車メーカーY社の知的財産部の部員甲がエンジンAについて調査したところ、次の1～3の出願又は文献が存在することが判明したため、甲は特許異議の申立てをすることを検討している。

- 1 平成25年12月10日に日本で特許出願され、平成27年6月26日に出願公開された特許出願R（特許請求の範囲には、a手段とb手段とc手段を備えるエンジンAが記載されている）
- 2 平成25年10月15日に日本国内で発行された雑誌Sにおいて、a手段とb手段とc手段を備えるエンジンAについて発表され、平成26年1月20日に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願された特許出願T（明細書には、a手段とb手段とc手段を備えるエンジンAが記載されている）
- 3 平成26年3月10日にX社が米国において配布したカタログU（カタログUには、a手段とb手段とc手段を備えるエンジンAが記載されている）

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

特許出願Qに係る特許について、特許出願Rを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 3

特許出願Qに係る特許について、雑誌S又は特許出願Tを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 4

問3において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 5

特許出願Qに係る特許について、カタログUを引用して取り消されないと考えられる場合は「○」を、取り消されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 6

問5において、取り消されない又は取り消されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群 I】

- ア 新規性（特許法第 29 条第 1 項）を理由に取り消されるため
- イ 先願（特許法第 39 条）を理由に取り消されるため
- ウ 特許異議申立理由が存在しないため

【第 25 回検定 2 級実技試験】

2 文房具メーカー X 社は、マーク M に係る商標について指定商品を「ボールペン」とする商標権の取得を検討している。X 社の知的財産部の部員 甲は、商標登録出願をする前に、指定商品を「ボールペン」とするマーク M に係る登録商標について先行商標調査をした。これに関して、甲が発言 1～3 をしている。なお、「ボールペン」と「カレンダー」、「文房具」と「カレンダー」とは非類似の商品であるものとする。

発言 1 「日本の文房具メーカー Y 社はマーク M を付したボールペンを販売し、特に北海道の主婦の間でよく知られ人気があるようです。しかし、Y 社は商標登録出願をしていないので、わが社が先に商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

発言 2 「日本の著名な文房具メーカー Z 社はマーク M に係る商標について指定商品を『カレンダー』とする商標権を取得し、販売するカレンダーにマーク M を付して、全国的にマスコミを通じて宣伝し、著名となっています。しかし、文房具とカレンダーは非類似の商品なので、わが社が商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

発言 3 「中国の文房具メーカー W 社は、中国において、マーク M に係る商標について指定商品を『ボールペン』とする商標権を取得していますが、これまで一度も使用していないことがわかりました。わが社が先に商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

以上を前提として、問 7～問 12 に答えなさい。

問 7

発言 1 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 8

問 7 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 9

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 10

問 9 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 1 1

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 1 2

問 1 1 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】 ※同じものを用いてはならない

- ア 他人の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であって、その商品等又はこれらに類似する商品等について使用するもの（商標法第 4 条第 1 項第 10 号）に該当することを理由に拒絶されるため
- イ 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標（商標法第 4 条第 1 項第 15 号）に該当することを理由に拒絶されるため
- ウ 他人の業務に係る商品等を表示するものとして国内外において需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標を不正の目的をもって使用するもの（商標法第 4 条第 1 項第 19 号）に該当することを理由に拒絶されるため
- エ 拒絶理由には該当しないため

【第 25 回検定 2 級実技試験】

3 甲は、コンテンツ A～C の利用方法についての発言 1～3 をしている。

発言 1 「コンテンツ A は、過去 10 年間の全国の大学入試で出題された英単語 1000 語を取捨選択して重要と思われる順に並べた単語集です。私が経営する塾で使用したいと思います。本屋で購入することもできますが、1 冊購入して、塾の生徒なら誰でもコピーできるようにしたいと思います。学習のためなので、この単語集の著作権者の許諾なく単語集をコピーすることができます。」

発言 2 「コンテンツ B は、厚生労働省の統計データに基づいて作成された過去 20 年間における都道府県別の労働災害の発生件数を示した表です。安全教育に関する論文において、労働災害の発生件数と安全教育の関係を比較するため、この表のデータを使用したいと思います。この場合、表を作成した人に許諾なくデータを使用することができます。」

発言 3 「コンテンツ C は、シンガーソングライター乙が創作した曲です。来月のチャリティーイベントでこの曲を演奏家に演奏してもらいたいと思います。入場者から気持ち程度の入場料を払ってもらいますが、演奏家に報酬を支払う予定はありません。この場合、シンガーソングライター乙の許諾なく、この曲をチャリティーイベントで演奏することができます。」

以上を前提として、問 13～問 18 に答えなさい。

問 13

発言 1 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 14

問 13 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 15

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 16

問 15 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 1 7

発言 3 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 1 8

問 1 7 において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 著作物の定義にあてはまらないため
- イ 著作物であり、著作権を侵害する場合にあたるため
- ウ 著作物ではあるが、著作権が制限される場合にあたるため

【第 25 回検定 2 級実技試験】

4 問 19～問 33 に答えなさい。

問 19

絵画 A の著作者及び著作権者である甲は、乙との間で、絵画 A について譲渡契約を締結した。この契約において、甲の絵画 A の引渡時期は平成 28 年 1 月 30 日であり、乙の代金支払期日は平成 29 年 1 月 10 日である。ア～エを比較して、乙のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 平成 28 年 1 月 20 日になっても甲が絵画 A を引き渡さない場合、乙は甲に債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができる。
- イ 平成 28 年 1 月 20 日になっても甲が絵画 A を引き渡さない場合、乙は一方的に直ちに契約を解除することができる。
- ウ 平成 29 年 1 月 5 日になっても甲が絵画 A を引き渡さない場合であっても、乙は甲の自宅へ行って、絵画 A を勝手に持ち出すことができない。
- エ 平成 29 年 1 月 5 日になっても甲が絵画 A を引き渡さない場合、乙は裁判所に履行の強制を申し立てることにより、強制的に履行を実現させることができる。

問 20

自動車メーカー X 社は、新規な自動車に係る発明 A について特許権を取得することを検討している。特許権を取得した後は、日本国内で製造販売するだけでなく、外国に輸出することも計画している。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「発明 A と同一の発明について、日本国内において特許出願や特許権が存在しないかを調査すれば十分であり、外国での調査は必要ありません。」
- イ 「発明 A と同一の発明について、Y 社が既に特許権を取得していることが判明しました。わが社は、Y 社の特許出願前に秘密状態で発明 A に係る試作品を作製していましたが、当該試作品の存在を理由として、Y 社の特許について特許無効審判を請求することはできません。」
- ウ 「発明 A と同一の発明について、Z 社が既に特許出願をしていることが判明しました。特許出願中に Z 社に対して実施権の許諾を求める制度は法律上ありませんので、特許権が取得された段階で Z 社に実施権の許諾を申し入れましょう。」
- エ 「発明 A と同一の発明について、W 社が既に特許出願をしていることが判明しました。当該特許出願が登録された場合、特許掲載公報の発行日から 2 カ月経過した後は、特許異議の申立てをすることができる場合はありません。」

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 2 1

X社は、来年の春に発売予定のスニーカーの製作をY社に依頼した。Y社は斬新な模様を付したスニーカーを複数試作し、X社に提案した。Y社がデザインしたスニーカーの模様はそれぞれ類似するものであったが、X社はこの複数のデザインの中から1つを選び、販売する予定である。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 販売するデザインについてできるだけ早期に意匠登録出願をして、出願と同時に出願審査請求をすべきである。
- イ 複数のスニーカーについて、関連意匠による意匠登録出願をする場合には、各意匠登録出願を同日に出願しなくともよい。
- ウ スニーカーに多数の色を複雑に組み合わせた模様は斬新であり、この模様のみについて意匠登録出願をして意匠登録を受けることができる。
- エ スニーカーの製作をY社に委託したのはX社であり、当然にX社が意匠登録を受ける権利を有するので、X社は単独で意匠登録出願をして意匠登録を受けることができる。

問 2 2

精密機器メーカーX社は、高精度プリンタの製造方法に関する技術を開発した。そこで、この製造方法について特許法による保護を受けるのがよいか、不正競争防止法による保護を受けるのがよいか、検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 不正競争防止法で営業秘密として保護を受けるために、経済産業省へ登録手続をする必要はない。
- イ 他社が明らかにこの製造方法を開発することができないと考えられる場合であっても、この製造方法について特許出願をすべきである。
- ウ 特許法で保護を受ける期間よりも、不正競争防止法で営業秘密として保護を受ける期間の方が長い可能性がある。
- エ 不正競争防止法で営業秘密として保護を受けるためには、営業秘密を管理している者が、秘密に管理する意思を有しているだけでは足りない。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 2 3

電機メーカー X 社は、自社の特許権 P を侵害する疑いのある Y 社に対する特許権 P の行使を検討している。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許権 P を侵害する疑いのある Y 社の製品を特定するための調査をする。
- イ Y 社の製品を購入して、弁理士に侵害の成否についての鑑定を依頼する。
- ウ Y 社の製品が、特許権 P に係る特許発明の技術的範囲に属するか否かについての判定を知的財産高等裁判所に請求する。
- エ Y 社の侵害行為が明らかである場合には、Y 社に対して警告をして、差止め、損害賠償の請求をすることにする。

問 2 4

時計メーカー X 社は、2 種類の腕時計である腕時計 A と腕時計 B の新しいデザインを創作した。X 社は、腕時計 A と腕時計 B とを独占的に製造販売したいので、これらのデザインについて X 社の知的財産部の部員甲が、意匠権の取得を検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 腕時計 A と腕時計 B に、同じ模様の特徴的なデザインが施されていても、組物の意匠として意匠登録を受けることはできない。
- イ 腕時計 A と腕時計 B に施されたデザインが特徴的なマークであるが、当該マークの色が異なる場合には、関連意匠として登録を受けることはできない。
- ウ X 社が腕時計 A について意匠登録出願をした後に他社が腕時計 A と同一のデザインの腕時計 C の販売を開始した場合に、当該意匠登録出願が登録されるまで、X 社は、他社の腕時計 C の販売に関して、意匠法上何ら保護を受けることはできない。
- エ 腕時計 B について、意匠登録出願の出願時に秘密請求をしなかった場合であっても、秘密意匠の適用を受けることができる場合がある。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 2 5

家電メーカー X 社は、電磁調理器 A の研究開発を進めている。X 社は電磁調理器 A を 1 年後に発売する旨を業界新聞に発表したところ、Y 社から電磁調理器 A に対して、Y 社の特許権 P を侵害する旨の警告書が送られてきた。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員の発言として、最も 不適切 と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許権 P の侵害が明らかである場合には、一旦、電磁調理器 A の販売予定を中止して、販売できるようにするための方策を Y 社と話し合いましょう。」
- イ 「Y 社が特許権 P の真の権利者であるかは、特許権 P に係る特許公報からだけでは特定できないので、念のため特許原簿を入手し、確認してみましょう。」
- ウ 「電磁調理器 A の製造販売の準備は、かなり昔から行っていたと思いますので、電磁調理器 A の製造販売の準備の開始時期を確認しておく必要があります。」
- エ 「電磁調理器 A が特許権 P を用いている場合であっても、試験又は研究のために試作した電磁調理器 A には特許権 P の効力は及ばないので、その試作した電磁調理器 A を販売しても、特許権 P の侵害とはなりません。」

問 2 6

ア～エを比較して、著作物に関する甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「先月行った水族館で、人気者のアシカが上手に絵を描いていました。この絵は著作物として保護されます。」
- イ 「作曲家である友人が、今度作曲する曲の構想を思いついたそうです。この曲の構想は、著作物として保護されます。」
- ウ 「私の勤務先で、来年の夏に発売予定の自動車のデザインが決定しました。この自動車のデザインは、著作物として保護されません。」
- エ 「私は趣味で小説を書いているのですが、完成にはまだ時間がかかりそうです。書きかけの小説は、著作物として保護されることはありません。」

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 27

電機メーカー X社は、X社が有する特許権 Pについて、Y社との間で通常実施権の許諾契約を締結しようとしている。ア～エを比較して、有効な契約と認められない場合として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 契約書の標題が「契約書」ではなく「覚書」である場合
- イ 特許権 Pの存続期間が既に終了している場合
- ウ Y社が実施できる期間を「3年」と限定する場合
- エ Y社が実施できる地域を「日本国内」と限定する場合

問 28

事務用品メーカー X社は、修正テープに係る発明 Aについて特許権 Pを取得した。X社の知的財産部の部員甲は、特許権 Pを戦略的にどのように活用するかを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許権 Pに基づいて発明 Aを独占する戦略をとる場合、ライセンス収入による収益を確保できる。
- イ 特許権 Pに基づいて発明 Aを独占する戦略をとる場合、相互ライセンスにより事業活動の自由度が高まる。
- ウ 特許権 Pに基づいて発明 Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、ライバル企業の参入を防ぎ、市場を独占することにより大きな利益が得られる。
- エ 特許権 Pに基づいて発明 Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、複数の企業で市場を形成するので、他社にライセンスをしない場合と比べて、大きな投資が必要とならず、事業リスクが小さくなる。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 29

時計メーカー X 社は、時計の特許発明 A に係る特許権を有している。X 社は、特許発明 A と類似していると疑われる時計 B を販売している Y 社に対して、特許権侵害の警告を検討している。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Y 社へ警告書を送る前に、特許発明 A に係る出願書類を確認し、特許発明 A の技術的範囲を明確にする。
- イ 時計 B は、特許発明 A に改良を加えた特許発明に係る時計であって、利用関係が成立すると思われるので、Y 社に対して特許発明 A に係る特許権を行使できない。
- ウ X 社は、時計 B が特許発明 A の技術的範囲に属するか否かについて特許庁に対し判定を求めることができる。
- エ Y 社へ警告書を送る前に、特許発明 A に係る特許権についての特許料の納付状況及び存続期間を確認する。

問 30

情報通信機器メーカー X 社の知的財産部の部員甲が、ライバル会社である Y 社によって出願された特許出願 P に関する調査をすることが必要な理由について、説明している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「わが社が、特許出願をする際、特許出願 P に係る発明を回避した内容にして権利化を確実にするためです。」
- イ 「わが社の特許出願と特許出願 P との重複を防ぎ、資金を無駄に投じることがないようにするためです。」
- ウ 「特許出願 P の内容を確認することで、わが社の研究開発のテーマが見つかることもあるためです。」
- エ 「Y 社のどの製品にどの特許出願に係る発明が実施されているかを、発明の詳細な説明の実施例のところに具体的に記載することとなっていますので、それを確認するためです。」

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 3 1

植物の新品種を育成している X 社は、キクの品種 A を育成し、品種登録を受けた。ア～エを比較して、X 社の知的財産担当者の発言として、最も 不適切 と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「わが国では、植物の品種について種苗法の他に特許法でも保護される可能性がありますので、他社の権利を侵害していないか念のため確認しておきましょう。」
- イ 「わが社が品種 A について登録を受けた場合、品種 A を販売する場合は、その登録品種の名称を使用しなければならない。」
- ウ 「品種 A についての育成者権の存続期間は、品種登録の日から 15 年です。」
- エ 「わが社が他人に登録品種の種苗を譲渡した場合、その他人がその種苗を利用することについて育成者権の効力は及びません。」

問 3 2

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も 不適切 と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲は、部品メーカー U 社に在職中、ネジに関する職務発明を完成させたが、当該発明に関する特許を受ける権利は、U 社に譲渡されなかった。この場合、U 社は、当該発明に関して無償の通常実施権を取得することになる。
- イ 乙は電機メーカー V 社で液晶パネルを開発していた。その後、乙は V 社を退職し、転職先の電機メーカー W 社において新たな液晶パネルを完成させた。この場合、その液晶パネルの発明は V 社における職務発明に該当する。
- ウ カメラのレンズメーカー X 社の社長丙は、従来のカメラに比べて高画質な撮影が可能なレンズを完成させた。丙が完成させた発明は、職務発明に該当することがある。
- エ 化粧品メーカー Y 社の商品開発部に所属していた丁は、新たな化粧品に関する発明を完成させた。Y 社の勤務規則に職務発明の規定がない場合であっても、Y 社は無償の通常実施権を取得することになる。

【第 25 回検定 2 級実技試験】

問 3 3

靴メーカー X 社に対して、Y 社から、X 社が Y 社の特許権の侵害をしている旨の警告書が送られてきた。ア～エを比較して、X 社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y 社は、靴の発明の特許権 P を取得しています。確かにわが社は、特許権 P に係る特許発明の技術的範囲に属する靴を製造しています。しかし、その材料一式はすべて Z 社から購入したものであり、わが社の行為は、特許権 P の侵害に該当しません。」
- イ 「Y 社は、靴を製造する装置の発明の特許権 Q を取得しています。わが社は、その靴を製造する装置を Y 社から購入しており、その装置により製造した靴を販売しているだけであり、特許権 Q の侵害に該当しません。」
- ウ 「Y 社は、靴の発明の特許権 R を取得しています。確かにわが社は、特許権 R に係る特許発明の技術的範囲に属する靴を製造しましたが、販売目的でパンフレットを作成して顧客に配布しているだけで、まだ販売していないので、特許権 R の侵害に該当しません。」
- エ 「Y 社は、靴の製造方法の発明の特許権 S を取得しています。わが社は、特許権 S に係る発明を使った製造装置を開発しています。なお、その製造装置は、Y 社の特許出願前には完成していましたが、今まで使わずに保管していました。その製造装置を W 社に販売する行為は特許権 S の侵害に該当します。」

【第 25 回検定 2 級実技試験】

5 問 3 4 に答えなさい。

問 3 4

自動車メーカー X 社は、発明 A について、平成 28 年 4 月 10 日に特許請求の範囲に請求項 1 から請求項 25 まで記載した特許出願 P をし、同時に出願審査の請求をしたところ、進歩性（特許法第 29 条第 2 項）を有しないとの拒絶理由通知を受けたため、請求項 11 及び請求項 12 を削除する補正をしたが、拒絶査定を受けた。この場合、拒絶査定不服審判の請求に必要な費用は何円になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。ただし、当該審判請求時に補正はしないものとする。

特許法等関係手数料令（特許法第 195 条第 2 項関係）による

特許出願をする者 1 件につき 14000 円

出願審査の請求をする者 1 件につき 118000 円に 1 請求項につき 4000 円を加えた額

審判又は再審を請求する者 1 件につき 49500 円に 1 請求項につき 5500 円を加えた額

【第 25 回検定 2 級実技試験】

6 次の会話は、X社の研究者甲と知的財産部の部員乙が、外国出願に際して、特許協力条約（PCT）について会話しているものである。問35～問37に答えなさい。

甲 「PCTによる国際出願をし、国際出願日が認められると、どのような効果がありますか。」

乙 「すべてのPCT締約国に対して の効果を有します。」

甲 「国際出願においてパリ条約による優先権の主張をすることができますか。」

乙 「はい、できます。その場合、国際出願は優先日から カ月後に国際事務局により国際公開が行われます。」

甲 「実際に権利化を図りたい国に対しては、いつまでに手続をする必要がありますか。」

乙 「原則として、 から30カ月経過時までに移行手続をとることが必要です。」

問35

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群IV】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群IV】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群IV】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群IV】

優先日	特別な国際出願	12	国際公開日	18	正規の国内出願
20	国際調査報告発行日		内国民待遇		

【第 25 回検定 2 級実技試験】

- 7 次の文章は、漫画の著作物に関する最高裁平成 9 年 7 月 17 日判決についての文章である。
問 38～問 40 に答えなさい。

1 話完結形式の連載漫画においては、登場人物が描かれた各回の漫画はそれぞれが著作物に 、具体的な漫画を離れ、登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということ 。キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって具体的表現そのものではない。このような連載漫画においては、後続の漫画は、先行する漫画を したものといえることができる。

問 38

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 39

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問 40

空欄 に入る最も適切な語句を、【語群 V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群 V】

あたり あたらず 翻案 引用 複製
ができる はできない

【2級実技】

番号	正解
問1	○
問2	ウ
問3	×
問4	ア
問5	○
問6	ウ
問7	×
問8	ア
問9	×
問10	イ
問11	○
問12	エ
問13	×
問14	イ
問15	○
問16	ア
問17	×
問18	イ
問19	イ
問20	イ
問21	イ
問22	イ
問23	ウ
問24	イ
問25	エ
問26	ウ
問27	イ
問28	エ
問29	イ
問30	エ
問31	ウ
問32	イ
問33	イ
問34	176000(円)
問35	正規の国内出願
問36	18
問37	優先日
問38	あたり
問39	はできない
問40	翻案